

東京弁護士会によるベリーベストの懲戒処分で私が最も問題視している点は

①社会現象にもなる程多数の過払金返還請求をしたいという依頼者の利益の為には、本来、弁護士会と司法書士会が意見交換をして、司法書士の代理権を超えた場合の、司法書士から弁護士への事件の引継ぎのガイドラインを作るべきであったのに、弁護士会は、これを怠った挙句に、懲戒審査においても、その点の問題意識を欠いている事

②その為に、引継ぎの際に必要な業務の成果物についての対価の支払いと、引継ぎの際に委託した業務報酬の支払いが絶対に必要であることに思い至らず、「支払われた金員は、紹介料に違いない、少なくともそれが含まれているはずだ」との一方的な思い込みに基づいて事実認定が行われている事

③弁護士会と真逆の結論となった司法書士会の懲戒審査における事実認定に直面しても、同会との意見交換・すり合わせを行う姿勢も無く、まるで同会に対し「お前らに法解釈などできるはずがない」と言わんばかりの傲慢な姿勢を貫いている事

④その為、弁護士会の本音は「司法書士に一定限度で法律事件の訴訟代理権等を与えた制度設計がそもそもの間違いであり、そんなものに協力する必要はない」というところにある様にしか見えない事、です。

これらについては、(たとえ日弁連で負けたとしても) 裁判所を説得することが十分に可能ではないかと個人的には考えています。

ベリーベストにおかれては、負けずに、彼らに鉄槌を下して頂きたいと思っています。